

平成 19 年 3 月 2 日

各 位

株式会社レックス・ホールディングス
代表取締役社長 西山 知義
(JASDAQ・コード 2688)
お問合せ先：経営管理本部長 生澤 博
TEL 03-5544-2688

当社の完全子会社化のための定款一部変更等および全部取得条項付株式の取得に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 3 月 2 日開催の取締役会において、下記のとおり、当社定款の一部変更および当社による当社の全部取得条項付株式（下記の定款の一部変更の件(3)により、平成 19 年 3 月 28 日現在において発行済の当社株式に、その内容として全部取得条項（下記において定義します。）が付された株式をいいます。）の全部の取得について、平成 19 年 3 月 28 日開催予定の定時株主総会および普通株主様による種類株主総会に付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

I. 経営管理体制の強化を目的とした当社定款の一部変更（定款の一部変更の件（1））

（1）変更の理由

経営管理体制の強化を目的として、取締役の員数を現状の 6 名以内から 9 名以内へと変更し、新たに会長職を設置するものであります。

（2）変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現行定款 | 定款の一部変更の件（1）に係る変更案 |
|---|--|
| <p>(取締役の員数)</p> <p>第16条 当社の取締役は<u>6</u>名以内とする。</p> | <p>(取締役の員数)</p> <p>第16条 当社の取締役は<u>9</u>名以内とする。</p> |
| <p>(役付取締役)</p> <p>第19条 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> | <p>(役付取締役)</p> <p>第19条 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名、<u>取締役会長</u>、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> |

II. 当社の完全子会社化のための当社定款の一部変更（定款の一部変更の件（2）および（3））

1. 定款の一部変更の件（2）

(1) 変更の理由

平成18年12月13日付当社プレスリリース「親会社、主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動に関するお知らせ」等にてご報告申し上げますとおり、株式会社AP8（以下「AP8」といいます。）は、平成18年11月11日から当社株式に対し公開買付けを行い、平成18年12月19日（決済日）をもって、間接保有分も合計すると、当社株式241,906株（当社の発行済株式総数に対する割合：91.51%）を保有するに至っております。

また、平成18年11月10日付当社プレスリリース「公開買付けの賛同に関するお知らせ」等にてご報告申し上げますとおり、AP8は当社の抜本的な改革を断行するためには、当社の株主を一旦集約することにより、経営コントロール・ガバナンスの抜本的強化を図り、株主・経営陣・従業員・加盟店オーナーが一体となった大胆かつきめ細かい経営を実現することが不可欠であるとの認識のもとに、改革に伴う当面のリスクをAP8に集中しつつ、一貫した理念と方針に基づき経営の抜本的な改革を進めることができるよう、当社をAP8の完全子会社とすること（以下「完全子会社化」といいます。）を企図しております。

当社といたしましても、創業来の改革を進めるにあたり、従来の売上・利益を含めた計画の大幅な下方修正や成長性の一時的な鈍化を伴うことも予想され、当社の収益性と成長性に対して大きな期待をお持ちいただいている株主様のご期待にそぐわな

い事態の発生が避けられないものと考えております。また、当社の経営の抜本的な改革を推進するためには、理想とする経営実現のための企業統治のあり方について、中長期的視点で継続的かつ実質的なサポートを行うことが可能な少数の株主にガバナンスを一本化し、改革に集中できる期間をもつことが必須であると考えております。

このため、財務戦略上の観点等も総合的に考慮したうえで、当社およびAP8は、以下の方法によりAP8による当社の完全子会社化を行うことといたしました（以下総称して「本定款一部変更等」といいます。）。

- ① 当社定款の一部を変更し、種類株式を発行する旨の定めを新設し、平成19年3月28日（以下「本株主総会日」といいます。）現在において発行済の当社株式を「普通株式」と呼称することといたします。
- ② ①による変更後の当社定款の一部を追加変更し、当社普通株式に、当社が株主総会の特別決議によってその全部を取得する全部取得条項（以下「全部取得条項」といいます。）を付し、当社普通株式を全部取得条項付株式といたします。なお、全部取得条項付株式の内容としては、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付株式1株と引換えに、本株主総会日現在において発行済の当社株式と同じ内容を有する新たな当社普通株式0.00004547株を交付する旨を定めるものといたします。
- ③ 会社法第171条に基づき、株主総会の特別決議によって、全部取得条項付株式の全てを取得し、定款の定めに従い、全部取得条項付株式1株と引換えに、新たな当社普通株式0.00004547株を交付します。

定款の一部変更の件（2）は、上記本定款一部変更等の①として、定款の一部変更の件（1）による変更後の当社定款の一部を追加変更するものであります。

ところで、会社法上、全部取得条項の付された種類株式は種類株式発行会社のみが発行できるものとされていることから（会社法第171条第1項、第108条第1項第7号）、上記①は、当社普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更である上記②を行う前提として、当社が種類株式発行会社となるため、種類株式を発行する旨の定めを新設するものであります。かかる種類株式としては、定款変更案第7条の3の内容のA種類株式（残余財産劣後種類株式）を設けることとしております。

会社法第171条ならびに上記①および②による変更後の当社定款の定めに従って当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付株式の全部を取得した場合（すなわち、本定款一部変更等を実施した場合）、AP8以外の各株主様に対して取得対価として割り当てられる当社の新たな普通株式は、1株未満の端数となる予定です。かかる株主様に対する割当ての結果生じる1株未満の端数につきましては、その合計数に相当する株式を、法令に定める手続に従い、必要となる裁判所の許可が得られることを条件に、売却することにより、売却により得られた代金をその端数に応じて株主様に交付します。ただし、上記売却にあたっては、当該端数の合計数に1株に満たない端数がある場合に

は、当該端数部分は会社法第 234 条第 1 項により切り捨てられ、売却の対象となりません。なお、この場合であっても、売却代金の交付に際しては、各株主様が割当てを受ける端数の割合に応じて売却代金が交付される予定です。かかる売却手続に関し、当社では、会社法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て当社の新たな普通株式を AP8 に対して売却すること、又は会社法第 234 条第 4 項の規定に基づき当社が買い取することを予定しております。この場合の当社の新たな普通株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株主総会日現在において株主様が保有する当社株式 1 株につき金 230,000 円（AP8 が当社株式に対して公開買付けを行った際における買付価格）の割合で計算した金額とすることを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

定款の一部変更の件（2）は、本定款一部変更等の①として、当社が種類株式発行会社となるための規定を設けるほか、所要の変更を行うものであります。

なお、定款の一部変更の件（2）に係る定款変更は、定款の一部変更の件（2）が当社株主総会において承認可決された時点で効力を生ずるものとします。

（2） 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。なお、本株主総会日現在において発行済の当社株式の内容を有する株式を、定款において、普通株式と呼称することとし、第 7 条の 2 においてその内容を規定するものといたします。また、これに伴い、第 6 条においてそれぞれの種類の株式につき発行可能株式総数を定めております。

（下線は変更部分を示します。）

| 定款の一部変更の件（1）に係る 変更後の当社定款 | 定款の一部変更の件（2）に係る 追加変更案 |
|---|---|
| <p>（発行可能株式総数） 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 600,000 株とする。</p> | <p>（発行可能株式総数） 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 600,000 株とし、<u>第 7 条の 2 に定める内容の株式（以下「普通株式」という。）</u>の発行可能種類株式総数は 300,000 株、<u>第 7 条の 3 に定める内容の株式（以下「A 種類株式」という。）</u>の発行可能種類株式総数は 300,000 株とする。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> | <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、<u>全ての種類の株式</u>に係る株券を発行する。</p> |
| <p>(新設)</p> | <p><u>(普通株式)</u></p> <p>第7条の2 当社は、平成19年3月28日現在において発行済の当会社株式について、その内容として、<u>会社法第108条第2項各号に定める事項についての定めを設けない。</u></p> |
| <p>(新設)</p> | <p><u>(A種類株式)</u></p> <p>第7条の3</p> <p><u>A種類株式の内容は別紙のとおりとする。</u></p> |
| <p>(新設)</p> | <p><u>(種類株主総会)</u></p> <p>第15条の2</p> <p><u>第10条第2項、第12条、第14条第1項および第15条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u></p> <p><u>2 第11条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会において準用する。</u></p> <p><u>3 会社法第324条第2項に定める種類株主総会の決議は、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。</u></p> |
| <p>(新設)</p> | <p>別紙</p> <p><u>当社は、A種類株式を有する株主またはA種類株式の登録株式質権者に対して、残余財産の分配を行わない。</u></p> |

2. 定款の一部変更の件（3）

（1）変更の理由

1. 定款の一部変更の件（2）でご説明申し上げておりますとおり、当社は、当社の経営の抜本的な改革を断行するためには、改革に伴う当面のリスクをAP8に集中しつつ、一貫した理念と方針に基づき経営の改革を進めることができるよう、AP8による当社の完全子会社化が最良であると考えております。

定款の一部変更の件（3）は、本定款一部変更等の②として、定款の一部変更の件（2）による変更後の当社定款の一部を追加変更し、当社普通株式に全部取得条項を付してこれを全部取得条項付株式とし、かつ、当該全部取得条項に従い当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付株式1株と引換えに、本株主総会日現在において発行済の当社株式と同じ内容を有する新たな普通株式0.00004547株を交付する旨の定款の定めを設けるほか、所要の変更を行うものです。

かかる定款の定めに従って当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付株式の全部を取得した場合、AP8以外の各株主様に対して取得対価として割り当てられる当社の新たな普通株式は、1株未満の端数となる予定です。なお、定款の一部変更の件（3）に係る定款変更は、(i)定款の一部変更の件（2）に係る定款変更の効力が生ずること、(ii)本定款一部変更等の③に係る議案（全部取得条項付株式の取得の件、詳細はⅢ.をご参照下さい。）が原案どおり承認可決されること、および(iii)普通株主様による種類株主総会において定款の一部変更の件（2）の追加変更案と同内容の変更案に係る議案のご承認が得られることを条件として、効力を生ずるものであります。

また、定款の一部変更の件（3）に係る定款変更の効力発生日は平成19年5月9日といたします。

（2）変更の内容

変更の内容は以下のとおりであり、定款の一部変更の件（2）による変更後の定款を追加変更するものであります。

- ・本株主総会日現在において発行済の当社株式に全部取得条項を付すことにより、株式の内容として全部取得条項を有する種類の株式とし、その呼称を「普通株式」から「全部取得条項付株式」に変更するものです。
- ・当社が発行することができるA種類株式の内容に関する規定を削除し、本株主総会日現在において発行済の当社株式と同じ内容を有する新たな普通株式の内容に関する規定を新設するものです。
- ・A種類株式の内容に関する規定を削除することに伴い、A種類株式の発行可能種類株式総数に関する規定を削除するとともに、本株主総会日現在における発

行済の当社株式の内容として全部取得条項を付し「全部取得条項付株式」と呼称することとし、また、新たに本株主総会日現在において発行済の当社株式と同じ内容を有する新たな普通株式の内容に関する規定を新設することに伴い、それぞれの種類の株式につき発行可能種類株式総数に関する規定を定めるものです。

(下線は変更部分を示します。)

| 定款の一部変更の件(2)に係る 変更後の当社定款 | 定款の一部変更の件(3)に係る 追加変更案 |
|--|---|
| <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、600,000株とし、第7条の2に定める内容の株式(以下「普通株式」という。)の発行可能種類株式総数は300,000株、第7条の3に定める内容の株式(以下「A種類株式」という。)の発行可能種類株式総数は<u>300,000株</u>とする。</p> | <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、600,000株とし、第7条の2に定める内容の株式(以下「<u>全部取得条項付株式</u>」という。)の発行可能種類株式総数は300,000株、第7条の3に定める内容の株式(以下「普通株式」という。)の発行可能種類株式総数は<u>300,000株</u>とする。</p> |
| <p>(普通株式)</p> <p>第7条の2 当社は、平成19年3月28日現在において発行済の当社株式について、その内容として、会社法第108条第2項各号に<u>定める事項についての定めを設けない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> | <p>(<u>全部取得条項付株式</u>)</p> <p>第7条の2</p> <p>当社は、平成19年3月28日現在において発行済の当社の<u>普通株式</u>について、その内容として、会社法第108条第2項第7号の定めを設ける。</p> <p><u>2</u> 当社が<u>全部取得条項付株式</u>を取得する場合には、<u>全部取得条項付株式1株の取得と引換えに、0.00004547株の当社の普通株式を交付する。</u></p> <p><u>3</u> 当社は、<u>当社の発行する全部取得条項付株式</u>について、その内容として、<u>会社法第108条第2項第1号から第6号まで、第8号および第9号に定める事項についての定めを設けない。</u></p> |

| | |
|---|---|
| <p>(A種類株式) 第7条の3 <u>A種類株式の内容は別紙のとおりとする。</u></p> | <p>(普通株式) 第7条の3 <u>当社は、当社の発行する普通株式について、その内容として、会社法第108条第2項各号に定める事項についての定めを設けない。</u></p> |
| <p><u>別紙</u> <u>当社は、A種類株式を有する株主またはA種類株式の登録株式質権者に対して、残余財産の分配を行わない。</u></p> | <p>(削除)</p> |

3. 定款の一部変更の件（2）および（3）に関するスケジュールの概略

上記定款の一部変更の件（2）および（3）に関するスケジュールの概略は以下のとおりです。

| | |
|-----------------------------|---------------|
| 定時株主総会および普通株主様による種類株主総会の開催日 | 平成19年3月28日（水） |
| 定款の一部変更の件（2）の効力発生日 | 平成19年3月28日（水） |
| 定款の一部変更の件（3）の効力発生日 | 平成19年5月9日（水） |

定款の一部変更の件（3）に係る定款変更は、(i)定款の一部変更の件（2）に係る定款変更の効力が生ずること、(ii)本定款一部変更等の③に係る議案（全部取得条項付株式の取得の件、詳細はⅢ.をご参照下さい。）が原案どおり承認可決されること、および(iii)普通株主様による種類株主総会において定款の一部変更の件（3）の追加変更案と同内容の変更案の議案のご承認が得られることを条件として、効力を生ずるものであります。

Ⅲ. 全部取得条項付株式の取得

(1) 全部取得条項付株式を取得することを必要とする理由

上記Ⅱ. 1. 定款の一部変更の件（2）でご説明申し上げますとおり、当社は、当社の経営の抜本的な改革を断行するためには、改革に伴う当面のリスクをAP8に集中しつつ、一貫した理念と方針に基づき経営の改革を進めることができるよう、AP8による当社の完全子会社化が最良であると考えております。

全部取得条項付株式の取得は、本定款一部変更等の③として、会社法第 171 条ならびに定款の一部変更の件（2）および定款の一部変更の件（3）による変更後の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付株式を取得し、当該取得と引換えに、以下に定めるとおり、株主様に対し取得対価を割り当てるものであります。なお、かかる取得対価としては、上記定款一部変更の件（3）に係る追加変更後の定款において定めるとおり、本株主総会日現在において発行済の当社株式と同じ内容を有する新たな普通株式とさせていただきます。

かかる全部取得条項付株式の取得の件についてご承認いただいた場合、AP8 以外の各株主様に対して取得対価として割り当てられる当社普通株式の数は、1 株未満の端数となる予定です。このように割り当てられる普通株式の数が 1 株未満の端数となる株主様に関しましては、会社法第 234 条の定めに従って以下のとおりの 1 株未満の端数処理がなされ、最終的には現金が交付されることとなります。具体的には、株主様に対する割当ての結果生じる 1 株未満の端数につきましては、その合計数に相当する株式を、法令に定める手続に従い、必要となる裁判所の許可が得られることを条件に、売却することにより、売却により得られた代金をその端数に応じて株主様に交付します。ただし、上記売却にあたっては、当該端数の合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数部分は会社法第 234 条第 1 項により切り捨てられ、売却の対象となりません。なお、この場合であっても、売却代金の交付に際しては、各株主様が割当てを受ける端数の割合に応じて売却代金が交付される予定です。

かかる売却手続に関し、当社では、会社法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て当社の新たな普通株式を AP8 に対して売却すること、又は会社法第 234 条第 4 項の規定に基づき当社が買い取ることを予定しております。

この場合の当社の新たな普通株式の売却金額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株主総会日現在において株主様が保有する当社株式 1 株につき金 230,000 円（AP8 が当社の株式に対して公開買付けを行った際における買付価格）の割合で計算した金額とすることを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

なお、かかる全部取得条項付株式の取得は、定款の一部変更の件（2）および定款の一部変更の件（3）に係る定款変更の効力が生ずることを条件として、効力を生ずるものであります。

（2）全部取得条項付株式の取得の内容

①全部取得条項付株式を取得するのと引換えに交付する金銭等および全部取得条項付株式の株主に対する取得対価の割当てに関する事項

当社は、当社の取得日（下記②において定めます。）において、別途定める基準日（取得日の前日を基準日とすることを予定しております。）の最終の当社の株主名簿（実質株主名簿を含みます。）に記載又は記録された株主様の有する全

部取得条項付株式を取得し、これと引換えに、当社の定款第7条の2第2項の定めに従い、全部取得条項付株式1株に対し、0.00004547株の割合にて当社の新たな普通株式を交付するものであります。

②取得日

平成18年5月9日（ただし、本議案に定める全部取得条項付株式の取得は、定款の一部変更の件（2）および定款の一部変更の件（3）に係る定款変更の効力が生じることを条件として、効力を生ずるものとしたします。）

③その他の必要事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

IV. 本定款一部変更等の日程の概要

| | |
|---|--------------|
| 取締役会決議（定時株主総会および普通株主様による種類株主総会招集） | 平成19年3月2日（金） |
| 定時株主総会および普通株主様による種類株主総会開催 | 3月28日（水） |
| 株券提出手続の開始日 | 3月29日（木）（予定） |
| 整理ポストへの割当て | 3月29日（木）（予定） |
| 当社普通株式にかかる株券の売買最終日 | 4月27日（金）（予定） |
| 当社普通株式にかかる株券の上場廃止日 | 4月29日（日）（予定） |
| 株券提出の期限 | 5月9日（水） |
| 当社による当社全部取得条項付株式の全部の取得および新たな当社普通株式の交付の効力発生日 | 5月9日（水） |

（注）株券提出通知の発送および株券提出公告は平成19年3月29日（木）付で行う予定です。

以 上